

なは教育の日を定める要綱

平成 19年 5 月 1 日

那覇市教育委員会告示第 3 号

（目的）

第 1 条 教育に対する市民の意識と関心を高めるとともに、那覇市の明日を担う子どもたちの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校、企業及び行政が連携し、市民全体で教育に関する取組を推進するため、なは教育の日を設ける。

（なは教育の日）

第 2 条 なは教育の日は、12 月 9 日とする。

（なは教育の期間）

第 3 条 なは教育の日の目的にふさわしい活動を重点的に実施する期間として、12 月 9 日から翌年の 1 月末日までを、なは教育の期間とする。

（委任）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。